

◎新潟県告示第652号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、信濃川水系信濃川上流圏域河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び十日町地域振興局地域整備部、南魚沼地域振興局地域整備部、長岡地域振興局地域整備部、同局小千谷維持管理事務所において縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一